

# \*\* 住居確保給付金のしおり \*\*

## 住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止、またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失のおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、「バックアップふじさわ」による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

単身世帯 41,000円    2人世帯 49,000円    3～5人世帯 53,000円

6人世帯 57,000円    7人以上世帯 64,000円

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：貸主等へ代理納付

## 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある方
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内（ただし疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により求職活動を行うことができなかった場合はその日数を2年に加算した期間とする。加算された期間は最長4年）、またはやむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含む）

世帯人数	基準額		収入基準額
1人	84,000円	+ 家賃額 (ただし地域ごとに設定された 基準額が上限)	125,000円
2人	130,000円		179,000円
3人	172,000円		225,000円
4人	214,000円		267,000円
5人	255,000円		308,000円

\* 5人を超える世帯の収入基準額については別途お示しします。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

- ⑥ ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うことまたは自立に向けた活動を行うこと
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

## 住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、公共職業安定所の利用、「バックアップふじさわ」の支援員等の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動または自立に向けた活動を行ってください。
- ◆ 「バックアップふじさわ」よりプランが策定された場合は、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。  
《ハローワーク等での求職活動を行う場合》
- ◆ 毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ◆ 原則週1回以上、求人先への応募を行うまたは求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。
- ◆ 毎月4回以上、「バックアップふじさわ」の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員等へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌などの該当部分を添付して、報告してください。  
《経営相談等での自立に向けた活動を行う場合》
- ◆ 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けるとともに、経営相談先からの助言を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づく取り組みを行ってください。
- ◆ 毎月4回以上「バックアップふじさわ」の支援員等による面接等の支援を受けるとともに、自立に向けた活動状況を「自立に向けた活動状況報告書」などにより報告してください。

## 住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人1回の支給です。
- ◆ 住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇や会社が倒産した場合等に限り、再度の支給を受けることができます。ただし、最後に申請した日が令和6年3月31日までの方については、経過措置として状況により受給できる場合があります。詳細については、お問合せください。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇にはあたりません。

## 住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先  
藤沢市役所 本庁舎2階 地域生活支援窓口 「バックアップふじさわ」  
TEL：0466-25-1111（内線3253） 0466-50-3533（直通）